

平成 22 年 11 月 26 日

文京区長 成澤廣修 殿

東京大学医学部附属病院長

武谷 雄二



文京区内の要介護者の状況に関する情報提供について(依頼)

東京大学医学部附属病院で行う学術研究「多相生命表を用いた要介護者数の推計と介護サービスの効果に関する研究」の実施に当たり、下記の情報をご提供いただきたくご協力お願い申し上げます。

記

### 1. 研究の概要

要介護者の発生状況及び将来推計を行うとともに、要介護度の改善・悪化とサービス利用の関係について解析することを目的として、直近及びその1年前の要介護認定における要介護度及びサービス利用状況に関する情報を集計、分析を行う学術研究を行う。

なお、本研究の実施については、東京大学医学部倫理委員会の承認を得て実施する。

### 2. 担当者名・連絡先

東京大学医学部附属病院 企画情報運営部 准教授 小池創一 (研究代表者)  
同 客員研究員 古井祐司 (研究協力者)

〒113-8655 東京都文京区本郷 7-3-1

電話 03-5800-8716 FAX: 03-5800-8765 e-mail: koikes@adm.h.u-tokyo.ac.jp

### 3. 提供を希望する情報

文京区の介護保険第1号被保険者(住所地特例を含む)に関し、各被保険者の個人情報削除した上で、被保険者単位に①性、②生年月、③住所地特例の適応の有無、④直近及びその1年前における認定日、⑤直近及びその1年前における要介護(要支援を含む)認定区分、⑥直近及びその1年前における介護保険サービス種別サービス利用の有無に関する情報。

なお、今回提供を受けることを希望する情報には、氏名、住所、電話番号、収入、保険証番号、電子メールアドレスなど個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、または他の情報と照合することにより識別される情報（個人情報）は含まない。

#### 4. データ形式

CD-ROM に電子的に記録した情報(S-JISコードによるCSVファイル形式)

#### 5. 研究実施場所

東京大学医学部附属病院・企画情報運営部内

#### 6. 研究結果の公表の方法について

研究成果は、研究報告書として取りまとめ公表するとともに、国内外の学会、学術雑誌への投稿、講義・講演等の機会に公表することで、研究成果を広く社会に還元することを計画している。

また、研究報告書については、文京区に提出するが、その他にも研究期間中に文京区から依頼があれば、提供を受けたデータに関して別途必要な集計等を行う。

なお、今回の提供を依頼している情報は、個人を特定できる情報ではないが、研究成果の公表にあたっては、統計的に処理された情報及びその情報に基づく研究成果のみを公表し、間接的にも被保険者個人がされることがないように細心の注意を図ることとしている。

#### 7. 個人情報の管理・利用環境、利用後の処理

今回提供を受ける情報には、個人情報は含まれてはいないと考えるが、データは専用のコンピュータにより管理し、当該コンピュータには、コンピュータのログイン用のIDとパスワードによる管理を行い、研究組織の者のみがアクセスできるようにする。研究期間が終了した後は、データを削除し、文京区へ文書で報告する。当該研究課題の範囲外ではデータを使用しない。

「多相生命表を用いた要介護者数の推計と  
介護サービスの効果に関する研究」の概要

1. 研究の背景・目的

「多相生命表を用いた要介護者数の推計と介護サービスの効果に関する研究」(科学研究費補助金・基盤(B) 研究代表者 東京大学医学部附属病院企画情報運営部・准教授 小池創一) は、介護保険制度が導入されて 10 年が経過し、制度運営自体がある程度安定してきたこと、また、研究代表者が、医師のキャリアパスと将来推計に関する研究において用いた「多相生命表」の手法が、要介護者の推計に応用可能となることが明らかになったことを踏まえ、要介護度の変化及びサービス利用状況から、要介護者数の将来推計、要介護度に着目した高齢者の自然経過、介護サービスが要介護度の改善に与える効果を明らかにすることをめざすことを目標とする。

2. 研究体制

小池創一 東京大学医学部附属病院企画情報運営部・准教授(研究代表者)  
古井祐司 同・客員研究員(研究協力者)

3. 研究実施場所

東京大学医学部附属病院 企画情報運営部  
東京都文京区本郷7-3-1

4. 研究期間

平成 22 年度～24 年度(3年計画)

5. 研究方法

(1) 研究資料

東京都文京区に許可を得て、2009 年 4 月以降に要介護認定を受けた第 1 号被保険者について、性、生年月、認定年月日、要介護度、利用しているサービス情報(利用サービスの種別)について、同一被保険者単位に名寄せされた電子化情報を入手、研究資料とする。

ただし、被保険者個人を特定できるような、氏名、住所、被保険者番号等の個人情報入手しない。

(2) 分析方法

- ① 研究資料から、性・年齢グループ別に要介護度別、要介護度変更確率を求める。
- ② 文京区の 1 歳階級の男女別人口をもとに、今後の要介護者数の推移を順次①掛け合わせることで求め、要介護者の将来推計を行う。
- ③ 介護サービスの利用パターン別に要介護度の悪化・改善の要因がないか検討する。



## 抽出データ提供イメージ

番号	生年月	性別CD	住所地特例 者 FLG	【最新】			【前年】		
				要介護度 CD	介護認定 (有効開始 年月日)	サービス種 類 CD	要介護度 CD	介護認定 (有効開始 年月日)	サービス種 類 CD
80	1934/09	2	0						
81	1910/01	2	0	22	2008/11/1	51	22	2008/11/1	51
82	1931/07	2	1	25	2010/9/1	51	24	2008/9/1	51
83	1922/08	2	0	23	2010/8/1		22	2008/8/1	21
83	1922/08	2	0	23	2010/8/1	15	22	2008/8/1	15
83	1922/08	2	0	23	2010/8/1	17	22	2008/8/1	17
84	1924/01	1	0						
85	1928/03	2	0						
86	1922/10	1	0	24	2010/6/16				
87	1925/10	2	0	22	2009/11/1		22	2009/4/23	
88	1933/10	2	0						
89	1909/08	2	0	22	2009/7/1	31	22	2009/7/1	31
89	1909/08	2	0	22	2009/7/1	33	22	2009/7/1	33
90	1924/03	2	0	24	2010/1/1		24	2008/1/1	17
90	1924/03	2	0	24	2010/1/1	11	24	2008/1/1	11
91	1930/01	2	0						
92	1931/02	1	0						
93	1930/11	2	0						
94	1934/07	1	0						
95	1925/01	2	0	12	2010/2/1		12	2009/2/1	61
96	1933/06	1	0						
97	1929/08	1	0						
98	1923/05	2	1	21	2009/12/1	33	21	2009/5/7	33
99	1930/02	2	0						
100	1917/05	2	0						
101	1934/06	1	0						
102	1926/07	2	0	23	2009/4/1	15	23	2009/4/1	
102	1926/07	2	0	23	2009/4/1	17	23	2009/4/1	17
103	1934/02	1	0						
104	1929/02	2	0						
105	1909/12	2	0	25	2009/4/1	17	25	2009/4/1	17
105	1909/12	2	0	25	2009/4/1	21	25	2009/4/1	21
106	1928/08	2	0						
107	1928/09	2	0	12	2010/7/27				
108	1933/08	1	0						
109	1932/05	1	0	22	2010/9/1				
110	1928/09	2	0						
111	1928/09	2	0	22	2009/10/1	11	22	2009/3/14	
111	1928/09	2	0	22	2009/10/1	16	22	2009/3/14	
111	1928/09	2	0	22	2009/10/1	17	22	2009/3/14	17
112	1928/10	2	0						
113	1933/07	2	0						
114	1933/02	2	0						
115	1925/11	1	0	21	2010/9/1	65	13	2009/9/1	65
116	1935/01	1	0						
117	1929/03	2	0	24	2010/7/1	11	22	2009/7/1	11
117	1929/03	2	0	24	2010/7/1	13	22	2009/7/1	13
117	1929/03	2	0	24	2010/7/1	15	22	2009/7/1	
117	1929/03	2	0	24	2010/7/1	17	22	2009/7/1	17
117	1929/03	2	0	24	2010/7/1	21	22	2009/7/1	
117	1929/03	2	0	24	2010/7/1	31	22	2009/7/1	
118	1926/03	2	0	23	2008/11/1	51	23	2008/11/1	51
119	1927/04	1	0	22	2010/4/1	15			
119	1927/04	1	0	22	2010/4/1	17			
120	1934/06	2	0						

# データコード表

性別CD	性別
1	男
2	女

住所地特例者FLG	性別
0	非該当
1	該当

要介護度CD	要介護度
01	非該当
11	要支援
12	要支援1
13	要支援2
21	要介護1
22	要介護2
23	要介護3
24	要介護4
25	要介護5
91	みなし非該当
92	みなし要支援
93	みなし要介護

サービス種類CD	サービス種類名称
00	代表事業所
11	訪問介護
12	訪問入浴介護
13	訪問看護
14	訪問リハビリテーション
15	通所介護
16	通所リハビリテーション
17	福祉用具貸与
21	短期入所生活介護
22	短期入所療養介護(介護老人)
23	短期入所療養介護(介護療養型)
24	介護予防短期入所生活介護
25	予防短期老健
26	予防短期医療
31	居宅療養管理指導
32	認知症対応型共同生活介護
33	特定施設入居者生活介護
34	介護予防居宅療養管理指導
35	介護予防特定施設入居者生活介護
36	地域密着特定施設
37	予防認知症型
38	認知症型短期利用
39	予防認知症型短期利用
41	特定福祉用具販売
42	住宅改修
43	居宅介護支援
44	特定介護予防福祉用具販売
45	介護予防住宅改修
46	介護予防支援
50	食事提供費
51	介護老人福祉施設サービス
52	介護老人保健施設サービス
53	介護療養型医療施設サービス
54	地域密着型介護老人福祉施設
59	特定入所者介護サービス費等
60	特定診療費
61	介護予防訪問介護
62	介護予防訪問入浴介護
63	介護予防訪問看護
64	介護予防訪問リハビリテーション
65	介護予防通所介護
66	介護予防通所リハビリテーション
67	介護予防福祉用具貸与
70	特別療養費
71	夜間対応型訪問介護
72	認知症対応型通所介護
73	小規模多機能型居宅介護
74	介護予防認知症対応型通所介護
75	介護予防小規模多機能型居宅介護
81	その他(市町村特別給付等)
91	標準負担額差額支給申請
92	特定標準負担額差額支給申請
93	食費居住費差額支給申請

平成22年12月7日

## 研究に対する所見

福祉部介護保険課長 高橋 秀代

平成12年4月の介護保険制度が導入されてほぼ10年が経過し、介護保険制度の定着や高齢者人口の増加に伴い、区の認定者数も平成22年3月時点で6,276人となり、65歳以上の第1号被保険者数の16.4%となっている。これは東京都の15.8%、国の16.2%(2月数値)を上回っており、今後も認定者数は増加傾向にあり介護保険に対するニーズもますます増大すると見込まれる。

3年ごとに改定する介護保険事業計画策定に当たっては、高齢者現況把握調査等を実施し、その調査結果や高齢者人口の推計及びサービス見込量等により計画の策定を行っている。

この度の研究については多相生命表の原理を用いて要介護者に関するデータを分析資料とし、要介護者の将来推計及び高齢者の自然経過・介護サービス効果を明らかにすることが目的である。科学的に推計された数値は、今後の介護保険事業を策定する際の基礎資料として有用性が高いものと判断できる。また、区内大学との連携も区の施策として推進していることでもある。

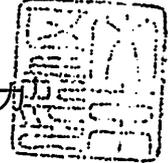
以上のことから、介護保険課として、今回申し出のあった介護保険データの提供に協力したいと考えている。



17 文企広第 663 号  
平成 18 年 3 月 28 日

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内 山 忠 明 様

文京区長 煙 山 九



平成 17 年度諮問第 2 号

文京区個人情報の保護に関する条例第 15 条第 2 項第 3 号及び同条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 学術研究のための個人情報(氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報を除く。)の外部提供について
- (2) 上記(1)の外部提供の本人通知の省略について

2 諮問の趣旨

首都大学東京大学院保健科学研究科教授から同科修士課程研究として、介護保険における利用サービスの種類・利用量と介護度の維持・改善との関係を分析し、介護度の悪化防止に関連する要因を明らかにする研究を行うため、介護保険の認定者のうち軽度者(要支援及び要介護1)の認定データの提供依頼がありました。

本件については、氏名・住所・被保険者番号等の個人識別情報の提供を要しないこと、研究が統計的処理により行われることに加え、本区の今後の介護予防事業の企画のための基礎資料として活用でき、有用性の高いものと判断し、外部提供について諮問します。

あわせて、提供する対象情報が大量であること、個人識別性のない情報として提供すること、データは統計的処理により分析されることなどから、本人通知の省略についても諮問します。

3 外部提供の相手方

首都大学東京大学院保健科学研究科 教授 猫 田 康 敏

#### 4 外部提供する個人情報

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に初めて介護保険の要支援認定又は要介護認定を申請した者（新規申請者）で認定結果が要支援又は要介護1であった者の、新規認定時及び平成18年3月までの間に行った更新認定時の要介護度並びに認定の基となった調査項目の結果及び認定月のサービス利用実績のデータ（氏名、住所、被保険者番号など個人識別情報を除く。）

#### 5 外部提供する個人情報の項目

(1) 認定の基となった調査項目及び認定された介護度別紙のとおり。

(2) サービス利用実績の項目

利用サービスの種類・種別・利用回（日）数

サービスの種類

- ①訪問介護、②訪問入浴、③訪問看護、④居宅療養管理指導、
- ⑤訪問リハビリテーション、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション
- ⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩福祉用具の貸与
- ⑪認知症対応型共同生活介護、⑫特定施設入所者生活介護
- ⑬住宅改修費の支給、⑭福祉用具の購入
- ⑮介護老人福祉施設、⑯介護老人保健施設、⑰介護療養型医療施設

別紙

認定の基となった調査項目（心身の状況）

群	項目	群	項目
麻痺・拘縮	麻痺等	コミュニケーション等	視力
	関節可動域制限		聴力
移動等	寝返り		意思の伝達
	起き上がり		指示への反応
	座位保持	日課の理解・生年月日・短期記憶・自分の名前・季節、場所の理解	
	両足での立位	問題行動	被害的・作話・幻視幻聴・感情の不安定・昼夜逆転・暴言暴行・同じ話をする・大声を出す・介護に抵抗・常時の徘徊・落ち着き・外出して戻れない・1人で出たがる・収集癖・火の不始末・物や衣類を壊す・不潔行為・異食行動・ひどい物忘れ
	歩行		
	移乗		
	移動		
複雑な動作等	立ち上がり		
	片足での立位		
	洗身		
特別な介護	じょくそう・皮膚疾患		
	えん下		
	食事摂取		
	飲水		
	排尿		
	排便		
身の回りの世話等	口腔清潔・洗顔・整髪・つめ切り	特別な医療	点滴の管理・中心静脈栄養・透析・ストーマの処置・酸素療法・レスピレータ・気管切開の処置・疼痛の看護・経管栄養・モニター測定・じょくそうの処置・カテーテル
	上衣の着脱・ズボン等の着脱		
	薬の内服		
	金銭の管理		
	電話の利用		
	日常の意思決定		
	日常生活の自立度		
認知症老人の日常生活自立度			



18 文情運審第 1 号

平成 18 年 4 月 14 日

文京区長 煙山 力 様

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山 忠 明



答申書

平成 18 年 3 月 28 日付 17 文企広第 6 6 3 号による平成 17 年度諮問第 2 号について、下記のとおり答申します。

記

諮問事項

- (1) 学術研究のための個人情報（氏名・住所・被保険者番号等の個人情報を除く。）の外部提供について
- (2) 上記（1）の外部提供の本人通知の省略について

答 申

1 本件外部提供について

文京区個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）は、本人の同意による以外に個人情報の外部提供が認められる場合について、法令に定めのある場合及び緊急かつやむを得ないと認められる場合のほかは、運営審議会の意見を聴いて、実施機関が外部提供をすることを特に必要であると認めたとときに外部提供をすることができるとしているのみである（第 15 条）。しかし、個人情報の保護に係る一般法である個人情報保護法は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」（第 1 条）としており、また行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は、学術研究目的で利用する場合について、本人又は第三者の利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除いて、「専ら統計の作成又は学術研究の目的」の場合は、個人情報の提供を認めているところである（第 8 条）。これらの法の趣旨は条例の解釈及び運用においても考慮されるべきである。

本件個人情報の提供は、首都大学東京大学院における研究に利用されるものであり、研究者から提出された研究計画説明書等によると、本件研究は、介護保険デー

タを系統的に分析・検討し、軽度要介護者の要介護度悪化の要因を明らかにすることとされている。これが明らかになれば、予防重視型システムに転換を図ろうとしている文京区の介護保険事業に対して貴重な基礎資料を提供することとなる。また行政データの科学的分析により、公衆衛生行政への寄与も期待されるものであることが認められる。

ところで、個人情報の提供目的に文京区行政への有用性及び公益性が認められるとしても、個人情報の保護に対する十分な配慮がなされなければならない。

本件研究においては、住所、氏名、被保険者番号、生年月日など個人を識別することのできる情報は提供されないとされる。一般に、統計的に処理がされた個人情報については個人情報性を失ったものと認められるが、本件研究において提供を求められている情報は、介護保険被認定者の個人別の身体状況、生活状況、介護保険サービスの利用状況など多岐にわたる情報であり、その取り扱いにはなお慎重な配慮が求められる。しかし、提供された情報は統計的に処理されることとされている。また研究の実施に当たっては大学内の研究安全倫理審査委員会の承認手続きを経ることなど、研究の目的、対象、方法等について適正な研究の実施が担保されていることが認められる。

以上から、本件個人情報の提供については、個人が識別され、あるいは個人の権利利益が害されるおそれはないものと認められる一方で、研究成果が、効果的な介護予防事業の実施という形で文京区及び文京区民へ還元されることが期待されるのであり、その有益性に鑑みれば、本件外部提供をすることは差し支えないと考える。

なお、提供に当たっては、情報の漏えいや不正利用等の事故を防止するため、首都大学東京大学院における本件研究に係る情報の管理責任者を明確にすること、保管及び利用環境について適切な管理のための必要な措置がとられていることを条件として提供することとし、研究終了後における情報管理として、提供した情報の廃棄の報告も条件として付すべきである。

## 2 本人通知の省略について

本人同意によらずに個人情報を外部提供した場合は、原則としてそのことを本人へ通知しなければならない（条例第15条第3項）。これは、個人情報の利用について事後的に本人のコントロールできる状態におく趣旨である。しかし、本件外部提供においては、情報が個人識別性のない形で提供され本人の権利利益を害するおそれがないこと、また提供された後で統計的な処理がされることによつて個人情報性を失うことから、本人へ事後的に通知する必要性は小さいと認められる。さらに対象者が約1000人と大量であることから、本人通知を省略しても差し支えないと考える。